

福祉用具レンタルサービス利用契約 約款

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具レンタルサービスを提供します。

第2条（福祉用具レンタルサービス）

1. 本契約において「福祉用具レンタルサービス」とは、事業者が専門知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を賃貸するサービスをいうものとします。
2. 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介護に必要な福祉機器・介護用品をいうものとします。

第3条（レンタル契約期間）

1. レンタル開始日及びレンタル契約期間は「福祉用具レンタル（貸与）サービス利用契約書」記載の通りとします。
2. レンタル期間満了の1週間前までに利用者から契約終了の申し入れが無い場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第4条（レンタル料及び支払方法）

1. レンタル料は「福祉用具レンタル（貸与）サービス利用契約書」に記載の通りで、1ヶ月の利用料金です。
2. レンタル契約の起算日が月の15日以前の場合については月額レンタル料金の全額を、16日以降の場合については月額レンタル料の1/2を、請求させていただきます。
3. レンタル契約を解約する場合は、解約日が月の15日以前の場合については月額レンタル料の1/2を、16日以降の場合については月額レンタル料の全額を請求させていただきます。
4. レンタル契約の起算日と解約日が同じ月内に行われた場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。
5. 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、利用者は、サービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。

第5条（利用者による中途解約）

1. 利用者は、レンタル商品が不要となった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。

但し、利用者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日を持って本契約を解約することができます。

2. 前項の場合には、利用者は第4条第3項の算定方式により算出したレンタル料金を事業者に支払うものとします。

第6条（サービス従事者）

1. 本契約において「サービス従事者」とは、福祉用具専門相談員等、事業者が福祉用具レンタルサービスを提供するために使用する者を指します。
2. 事業者は、福祉用具に関する専門知識を有し、利用者及び介護者に対して適切な相談・援助等を行うことのできるサービス事業者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第7条（レンタル商品の選定・変更・提供の中止）

1. 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
2. 事業者は、前項の聴取に基づいて、利用者に対して適切な福祉用具について説明を行い、利用者と協議してレンタル商品を選定します。

この場合に、事業者は必要に応じて利用者の主治医等に助言・指導を求めることができます。
3. 事業者は、利用者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況並びに利用者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
4. 前項の結果又は医師・居宅介護支援事業者の助言・指導について居宅サービス計画が作成される場合には、事業者は居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の変更を要請するものとします。

第8条（利用者の義務）

1. 利用者は事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行うことはできません。
2. 利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
3. 利用者は転居・入院・死亡など、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

第9条（レンタル商品の納品及び回収）

1. 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従事者によって組立・設置を行ない、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を利用者に引き渡すにあたって、利用者に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。
3. 事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更等により利用者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には速やかにレンタル商品を回収するものとします。

第 1 0 条（レンタル商品の修理・交換）

1. 利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され、又は使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行なうものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、利用者側の事情によりレンタル商品の交換・変更を希望する場合又は利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・説明に反してレンタル商品を使用したため故障・破損が発生した場合には、この費用は利用者が負担するものとします。

第 1 1 条（その他の義務）

1. 事業者は、利用者に対する福祉用具レンタルサービスの実施について記録を作成し、2 年間は保管するとともに、利用者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
2. 事業者は、福祉用具レンタルサービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保守点検・運搬等について、安全衛生をふまえて適切な管理を行なうものとします。

第 1 2 条（守秘義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 事業者は、サービス従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 事業者及びサービス従事者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、その情報を用いませ

第 1 3 条（契約の解除）

1. 利用者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める福祉用具レンタルサービスを実施せず、利用者の請求にもかかわらずこれを実施しようとし
- (2) 事業者が第 1 2 条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
2. 前項第 2 条及び第 3 号の場合には、利用者は、第 4 条第 3 項の算定方式により算出したレンタル料を事業者

- (1) 利用者によるサービス料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- (2) 利用者が第 8 条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行なう等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (3) レンタル商品の利用場所が事業者の区域外へ移転する場合。

4. 前項第 1 号及び第 2 号の場合に、利用者は、本契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者

第 1 4 条（契約終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 地震・噴火等の天災その他利用者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失又は破損し使用できなくなった場合

第 1 5 条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは福祉用具レンタルサービスの実施にともな

第 1 6 条（損害賠償がなされない場合）

福祉用具レンタルサービスの実施にともな

- ① 利用者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告がず、又は不実の告知を行なったこと

第 1 7 条（利用者の損害賠償責任）

事業者は、利用者の故意又は過失（第 8 条第 1 項に定める義務の違反を含む）によ

第 1 8 条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、